

⑥

令和6年市議会6月定例会

報 告 事 項
(その2)

静 岡 市

目 次

報告番号	件 目	頁
報告第25号	専決処分の報告について（施設管理下における傷害事故、道路事故、物損事故、施設管理下における物損事故、静岡市遠距離通学事業補助金の誤説明及び交通事故による損害賠償の額の決定について）	3
報告第26号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	10

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 7 月 10 日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 1 日

静岡市長 難波 喬 司

施設管理下における傷害事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住所	氏名		
円 536,948 (慰謝料等)			平成 27 年 9 月 16 日 静岡市葵区 安東三丁目 13 番 1 号 静岡市立安東中学校	バレーボール部のネットの設置作業中、ネットのワイヤーが切れたことにより揺れた支柱が、相手方の顔面に接触し、前歯亜脱臼等の傷害を負わせた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年7月1日

静岡市長 難波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 17,875 (車両修理費)			令和4年 12月29日 静岡市清水区 二の丸町 7番32号地先	民地から市道に出ようとした相手方車両が、破損した境界ブロックに接触し、左後輪ホイールを損傷させた事故である。
円 229,000 (車両修理費等)	静岡市葵区 水見色 360番地	社会福祉法人 わらしな福祉会 理事長 白須 豊	令和5年 11月23日 静岡市葵区 赤沢地内	市管理道を走行中の相手方車両に、山側斜面からの落石が直撃し、右側ボディを損傷させた事故である。
円 135,366 (車両修理費)			令和6年 2月6日 静岡市葵区 入島地内	市管理道を走行中の相手方車両に、山側斜面からの落石が直撃し、ボンネットを損傷させた事故である。

円 13,959 (車両修理費)			令和6年 5月10日 静岡市駿河区 谷田 50番地先	市道を走行中の相手 方車両が、道路上の穴に 落輪し、左前輪タイヤ等 を損傷させた事故であ る。
------------------------	--	--	--	---

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年7月1日

静岡市長 難 波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 1,332,603 (店舗庇修理費)			令和5年 9月16日 [redacted]	消防車両を方向転換しようとしたところ、相手方所有の店舗庇に接触し、同庇を損傷させた事故である。
円 91,283 (車両修理費等)			令和6年 3月19日 静岡市清水区 山原 112番地の1 静岡市立清水飯 田中学校	駐車場で公用車を後進させたところ、駐車中の相手方原動機付自転車に接触し、ヘッドライト等を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年7月1日

静岡市長 難波 喬 司

施設管理下における物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 363,000 (カーポート修理費)			令和6年 2月27日 [Redacted]	静岡市立清水第二中学校の野球部の活動中、事故発生年月日及びそれ以前に打ったボールが相手方所有のカーポートに直撃し、同カーポートを損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年7月1日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市遠距離通学事業補助金の誤説明による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故の概要
	住 所	氏 名	
円 2,170 (交通費相当額等)			相手方に誤って静岡市遠距離通学事業補助金の交付対象になると説明をしたことにより、相手方が定期券を払い戻し、交通費相当額等の損害を発生させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年7月3日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 15,300 (車両修理費)	静岡市駿河区 登呂二丁目 19番16号	株式会社駿河 交通 代表取締役 清野 大樹	令和5年 12月1日 静岡市葵区 長沼南 7番6号地先	公用原動機付自転車で走行中、駐車場から出庫してきた相手方車両と接触し、右側ドア等を損傷させた事故である。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月10日提出

静岡市長 難波喬司

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和6年7月5日

静岡市長 難波喬司

工事請負契約金額の変更について

工事名	契約金額(円)	変更概要
令和5年度環ご第1号 一般廃棄物最終処分場埋立地等 造成工事 (令和5年7月11日議決) 第1回変更 (令和5年11月20日報告)	当初 3,098,238,000 第1回変更後 3,076,986,000 第2回変更後 3,050,269,200	法面保護工について、伐採後の 現地調査の結果、法面上部の地形 に当初の想定より緩やかな部分 が確認されたため、吹付法砕工及 び鉄筋挿入工の数量を減工する。 (当初議決より 47,968,800円減額(1.55%減))